

# 一般社団法人未来経営倍増ネットワーク会費規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人未来経営倍増ネットワーク（以下「当法人」という。）の定款第40条に基づき、当法人の会費の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

1. 本規程において、会費とは月会費のことをいう。
2. 当法人への入会を希望する者は、会員規約を確認・同意したうえで所定の方法により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

## 第3条（基金及び会費）

1. 当法人の基金および会費の額は、会員種別に応じて次の通り定める。

	区分	基金	会費（月額）	特別会費
(1)	正会員	150,000円	20,000円	本規程第5条に定める
(2)	準会員	-	20,000円	本規程第5条に定める
(3)	パートナー会員	-	-	-

2. 基金については、定款及び基金取扱規程に従うものとする。

## 第4条（会費等の納入）

1. 前条に定める会費は、翌月末日までに納入するものとする。会費の納入方法は、翌月14日（休日の場合は翌営業日）に指定口座から口座振替により支払うものとし、口座振替手数料は当法人が負担する。ただし、振込による支払の場合、振込手数料は会員が負担する。
2. 既に支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。
3. 新たに入会した会員は、入会の通知を受けた後、理事会の承認を得た日の属する月より会費を納入するものとし、その翌月末日までに会費の納入が確認できない場合、入会申込は自動的に取り消しとなることがある。

## 第5条（特別会費の納入）

1. 当法人は、会員規約に基づき、正会員及び準会員から特別会費を徴収することができる。
2. 当法人は、理事会の決議を経て決定された内容に基づき、会員に対して特別会費を請求する。会員は請求書を受領後、翌月末日までに支払うものとする。納入方法は第4条に準じ、原則として口座振替により支払う。

## 第6条（退会）

会員が退会する場合、退会日の属する月の前月分までを徴収する。

## 第7条（本規程の変更）

1. 本規程に定めるもののほか、会費等に関して必要な事項は別に定めるものとする。
2. 本規程は、理事会の決議を経て変更することができる。変更後の規程は、当法人のウェブサイトに掲載することで会員に通知し、その時点から効力を発するものとする。

## 附則

本規定は2024年（令和6年）11月11日より施行する。

（改定履歴）

第1版 2024年11月11日制定